

在宅勤務等手当に関する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第5号

在宅勤務等手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「条例」という。）第22条の5の規定に基づき、在宅勤務等手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(住居に準ずる場所)

第2条 条例第22条の5第1項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等内の親族の住居
- (2) 住居又は前号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が認めるもの
(正規の勤務時間から除かれる時間)

第3条 条例第22条の5第1項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 条例第23条第1項第1号ウに規定する休日等に割り振られた勤務時間（特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- (2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間
(1箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第4条 条例第22条の5第1項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間は、3箇月とする。

(確認)

第5条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第22条の5第1項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第6条 在宅勤務等手当は、公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）第8条に規定する給料の支給日（その月が給料の月額半額ずつを月2回に支給する月である場合にあつては、先の給料の支給日）（以下この条において「支給日」という。）に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給期間等)

第7条 職員が新たに条例第22条の5第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会に協議して定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。